**令和４年度神戸市個人市民税当初課税事務BPR支援業務委託　実施要領**

**（公募型プロポーザル）**

**１　案件名称**

令和４年度神戸市個人市民税当初課税事務BPR支援業務委託

**２　業務内容に関する事項**

（１）事業目的と概要

　　　税務事務において、住民にとってより価値のある業務に注力するため、「人による作業を劇

的に減らす」観点で、毎年度発生する事務作業の効率化を進めており、令和４年度及び令

和５年度の２か年で、個人市民税当初課税事務のBPR（Business Process Re-engineering）

に取り組む。

（２）業務内容

個人市民税当初課税事務のBPR支援業務

（別紙「仕様書」のとおり）

（３）事業規模（契約上限額）

5,000,000円（消費税含む）

（４）契約期間

契約締結日（令和４年８月下旬）から令和５年３月31日

※本案件は令和４年度事業の契約である。

令和５年度実施事業については、令和５年度に委託事業者を決定する予定である。

（５）履行場所

神戸市行財政局税務部（神戸市長田区二葉町５丁目１番32号　新長田合同庁舎内）

（６）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

**３　契約に関する事項**

（１）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（２）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（３）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

（４）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

**４　応募資格、必要な資格・許認可等**

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

（１）地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しないものであること

（２）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと

（３）企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと

（４）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けてい　　　ないこと

（５）国税及び地方税を現に滞納していないこと。

**５　スケジュール**

（１）公募開始 令和４年６月17日（金）

（２）参加申請関係書類の提出期限　　　　　　　令和４年７月11日（月）

（３）質問受付締切 　　　　令和４年７月11日（月）

（４）質問に対する回答 令和４年７月21日（木）

（５）企画提案関係書類の提出期限 令和４年８月 １日（月）

（６）提案内容説明会　　　　　　　　　　　　　令和４年８月 ８日（月）

または　８月 ９日（火）

（７）選定結果通知 　　　　令和４年８月中旬（予定）

（８）契約締結・事業開始 令和４年８月下旬（予定）

（９）事業完了 令和５年３月31日（金）

**６　応募手続き等に関する事項**

（１）参加申請手続き

ア　受付期間 令和４年６月17日（金）から令和４年７月11日（月）17時

イ　提出書類 ①（様式１）参加申込書

　　　　　　　②事業経歴書（直近決算年度までの経歴・沿革を記載）

③業績報告書（直近決算年度までの業績がわかる書類）

④会社概要（会社案内パンフレット等でも可）

　　　　　　　　　　　　※　②～④の書類は全て任意様式

* 複数の者で共同事業体を結成し応募する場合は、②～④の書類は全ての構成者について提出すること。
* 業務の一部の再委託を予定している場合は、②～④の書類は再委託先事業者すべてについて提出すること。

　　　ウ　提出方法 提出書類を全て結合し１件のPDFファイルに変換のうえ、電子

メールで提出すること。

（２）質問の受付

ア　受付期間 令和４年６月17日（金）から令和４年７月11日（月）17時

イ　提出方法　　　「質問票」（様式２）に必要事項を記載し、電子メールにて下記アドレスに提出すること。

ウ　回答日　　　　令和４年７月21日（木）

　　　エ　回答方法　　　参加事業者全員に対して、電子メールで回答する。

（３）企画提案手続き

ア　受付期間　　　令和４年６月17日（金）から令和４年８月１日（月）17時

イ　提出書類　　　①企画提案提出書（様式３）

②企画提案書

・A４サイズで印刷可能な様式で40ページ以内とすること。

・PDFファイルで提出すること。

・「業務委託仕様書」（資料２）に記載している内容に照らして、

評価項目一覧＜提案要求事項＞（資料４）に記載されている評価項目に基づき作成するとともに、下記の内容についても必ず言及すること。

* 応募者が考える、本業務の実施にあたり業務の成否を左右

するポイント

※　提案のセールスポイント

※　本業務の実施計画、方法、手法等

※　本業務にかかる実施体制・支援体制

※　業務従事予定者の経験・能力

※　事業者の類似業務の経験・能力

・企画提案書には可能な限り応募者が推察できるような社名、ロゴ、商品名は表記しないこと。ただし、応募者が別途サービスを調達し提供する場合の商品名についてはこの限りではない。

　　　　　　　　　③見積書

・A４サイズで印刷可能な任意様式で作成すること。

・PDFファイルで提出すること。

・見積書には、「業務委託仕様書」（資料２）の３.業務内容記載

の業務ごとの内訳を記載すること。内訳には、工数・単価を記

載すること。

・税抜き価格と税込み価格の両方を記載すること。

・見積金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること

・値引きがある場合はその旨を記載すること。

　　　　　　　　　④BPR実績報告書（様式４）

・企画提案時までに応募者が受託等により実施したBPRまたは

BPR支援業務の実績がある場合に、提出すること。

・Excelファイルで提出すること。

ウ　提出方法 それぞれ別ファイルとし、４件すべてを電子メールで提出する

こと。

（４）提出先

神戸市行財政局税務部税制企画課

電子メール：zeisei\_kikaku@office.city.kobe.lg.jp

* 電子メール１通あたりのデータ容量は10MB以下とすること。10MBを超える場合は、インターネットを経由したファイル送受信サービスの利用を可能とするが、その場合に必要な環境は応募者が用意すること。
* 神戸市が電子メールを受信した後、翌営業日の17時までに受信確認の電子メールを送付する。受信確認の電子メールが到達しない場合は、電話により提出先まで確認すること。応募者がこれらを怠ったことにより電子メールが未達となった場合、神戸市は一切の責任を負わない。

**７　選定に関する事項**

（１）選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

ア　業務実績【25点】

イ　実施体制・計画の妥当性【15点】

ウ　プロジェクト管理・成果物等【10点】

エ　企画・提案内容【30点】

オ　運営業務にかかる経費【10点】

カ　地元事業者加算【10点】

なお，見積金額の評価方法については，提案価格に対し，以下の式により価格評価点とする。

（応募者のうち最も低い提案価格）/（当該事業者の提案価格）×10点

※　小数点以下第２位を四捨五入

（２）選定方法

ア　本企画提案の審査については、「神戸市個人市民税当初課税事務BPR支援業務委託選定委員会」が行い、その意見を受けて選定する。

イ　選定委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ　提案内容説明会（プレゼンテーション）を実施する。

エ　審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「評価項目一覧＜提案要求事項＞」（資料４）の「４．企画・提案内容」の評価点が高い事業者を選定する。

「４．企画・提案内容」の評価点が同点の場合は、くじびきにより決定する。

　　　オ　60点（満点の６割）を最低点とし、60点未満の事業者は失格とする。

（３）提案内容説明会

提案書の内容を補足するため、提案内容説明会（以下「説明会」という。）を

実施する。

説明会は非公開とし、本市職員が参加する。説明会はオンライン（Zoom）での実施予定で、提案書の受付締め切り後に本市から時間、参加人数等の詳細を指定する。

この説明会は、提案書の記載内容を補足するために行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加、修正することは認めない。また参加者側からの質問も認めない。

説明を円滑に行うための資料配布は認めるが、評価にあたっての正式書類としては取り扱わない。

本市からの質問に的確に回答することができる、実際に業務を担う管理者等（マネジャー）の予定者が出席すること。

ア　開催日（予定）

　　　　　令和４年８月８日・９日のいずれか（予定）

　　　　　※　説明時間は１提案あたり20分（これとは別に質疑応答時間20分）を予定している。

　　　　　※　詳細は参加者に対して別途連絡する。

イ　開催方法

オンライン（Zoom）にて実施

（３）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ　他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ　事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ　提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（４）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知（令和４年８月中旬予定）し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

**８　その他**

（１）提案に要する費用、条件等

ア　企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ　採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ　すべての企画提案書は返却しない。

エ　提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ　期限後の提出、差し替え等は認めない。

カ　参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

**９　問い合わせ先**

〒653－8762　神戸市長田区二葉町５丁目1番32号

神戸市行財政局税務部税制企画課　岡田・高槻・生田

電話　　　：078-647-9331

　　電子メール：zeisei\_kikaku@office.city.kobe.lg.jp